

むつ市議会第217回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成25年9月12日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例
- 第2 議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第52号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第53号 工事請負契約について
(北の防人大湊地区 観光交流センター新築工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第5 議案第54号 財産の取得について
(川内庁舎配備のロータリ除雪車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第6 議案第55号 財産の取得について
(川内庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 議案第56号 財産の取得について
(機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの)
- 第8 議案第57号 財産の取得について
(中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの)
- 第9 議案第58号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第10 議案第59号 平成25年度むつ市一般会計補正予算
- 第11 議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第13 議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第20 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算
- 第21 報告第20号 平成24年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第22 報告第21号 平成24年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書

第23 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業者 管理	遠	藤	雪	夫
代表委員 監査委員	阿	部		昇	総務政策長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉部長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎長 所	松	本	大	志
大畑庁舎長 所	畑	中	恒	治	脇野所 野舎野民福 協野所 野舎野民福 協野所 野舎野民福 協野所 野舎野民福	猪	口	和	則
会管総政理出 納室	鹿	内		徹	選挙管理 委員会 事務局長	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委事務 局長	山	口	勝	美

教育部長	奧川清次郎	企業長 水道部 公局下部	齊藤鐘司
総政政推 策進 務部策監	高橋聖	財政推 務進 部策監	柳谷孝志
民政推 生進 部策監	竹山清信	民副市久課 生理一 部事民少長	杉山重行
保福政推 祉進 健部策監	古川俊子	保福副兒課 祉理家 健部事庭長	掛端正広
経政推 済進 部策監	浜田一之	建政推 設進 部策監	吉田正
建副都課 設理建 部事築長	望月操	川副産課 内理建 舎事設長	福島伸
教委事副学課 員務理教 育会局事育長	室館幸一	総政総 務課 務部長	川西伸二
総政企課 策調 務部調整長	光野義厚	財政課 務課 部長	氏家剛
財管 務課 部長	木村善弘	民国課 生年 部金長	畑中秀樹
教委事総 員務課 育会局長	松宮康則	教委事生課 員務学 育会局習長	山崎幸悦
総政総主 策務 務部課幹	中村智郎	建都建主 設築主 部市課査	一戸義則
総政総主 策務 務部課査	栗橋恒平		

事務局職員出席者

事務局長	柳田諭	次長	濱田賢一
主幹	佐藤孝悦	主任主査	小林立睦子

主 查 村 口 一 也

主 事 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月10日、本会議終了後の議会運営委員会において、9月20日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第23 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第50号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例について質疑をさせていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法により各市町村等における合議制の機関を置くことができるということをもとに提案されるものだと思います。そこで、市町村の責務について、この法律で

は3点にまとめられています。

1点目は、「子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」、2つ目は、「子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連携調整その他の便宜の提供を行うこと」、3つ目に、「多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」ということで、市の責務として大きく3つに分けられています。そこで、今回この議案の提出になったと思いますが、質疑は、ここの第1条で、法の規定に基づき子ども・子育て支援に関する環境を整備するというふうな文面がありますが、環境の整備とは具体的にどういうことなのかお知らせ願います。

そして第3条に、市長の諮問に応じ、法に規定する事務となっていますが、この事務とは具体的に何のことなのか説明をお願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目の子ども・子育て支援に関する環境の整備とは具体的にどのようなことかということと、それから2点目の法に規定する事務とは具体的に何かということは密接に関連いたしますので、申しわけございませんが、まとめて回答させていただきます。

子ども・子育て支援に関する環境の整備とは、全ての就学前の児童に対して保護者の就労状況にかかわらず、質の高い乳幼時期の教育、保育の総合的な提供を目指して、保育の量的拡大、確保を図ること、また社会全体で子供を育ていくための地域の子育て支援を充実させることでありまして、具体的には幼稚園と保育所のよさをあわせ持

つ認定こども園の普及を進め、子育て相談や一時預かりの場をふやすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとあります。そのため、市町村の設置する子ども・子育て会議には、子ども・子育て支援法第77条の規定により4つの業務が与えられております。

1点目といたしましては、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用定員の設定に関し意見を述べること、2点目として、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型及び事業所内保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること、3点目として、市の子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関し意見を述べること、4点目として、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議すること、以上が子ども・子育て支援に関する環境の整備と法に規定する事務となっております。

以上です。

- 議長（山本留義） 12番。
- 12番（齊藤孝昭） それでは、今までの子育て支援とこの法律ができた後のその子育てに係る支援または子育ての状況についてどのように変わるのか、わかる範囲の中で構いませんので、お知らせ願いたいと思います。
- 議長（山本留義） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（花山俊春） 今現在当市においては、子育てプラン21なるものを策定して、その計画に沿った動きをしているわけでございますけれども、国においては平成27年度からですけれども、新たな子ども・子育て支援システムを動かすこととしております。具体的には、先ほどちょっと申し上げましたけれども、認定こども園とか幼稚園、保育所の運営というのは、施設型給付として手続等を含めて一元化し、さらに小規模保育等少人数の保育施設の支援として地域型保育給付というの

を新たに創設し、保育需要に対応する、また放課後児童クラブ等を含めた地域事情とニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実、強化するというものです。

今は、それらの新システムにスムーズに移行するための準備期間と位置づけられておまして、その間地方自治体は地域の事情を組み入れた子ども・子育てに関する総合的な事業計画を新たに作成しなければならないということになっておりますし、それから地域型保育事業の基準を条例化して定めなければならないと、そういうことになっております。それらの事柄に対して、実際保育に携わる方々のご意見や要望をいただく機関として子ども・子育て会議を設置することとしたものでございます。したがって、その会議の中での検討していただきながら、新しいそのシステムに向けた移行をスムーズにしようと、そういうふうなことでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

- 13番（濱田栄子） 議案第50号 子ども・子育て会議条例について質疑いたします。

齊藤議員のご質疑にありましたように、ほとんどが幼稚園、保育園、そして認定こども園の規定等にかかわる条例となっておりますが、そのほか先ほど部長ご答弁なさったように、地域の子育て等も盛り込まれております。その中で、家庭の日という、昔は家庭の日という言葉が使われていましたが、今は家族の日というようなことがこの中に含まれております。ことしの家族の日は、11月の第3日曜日、11月17日だそうです。そして、家族の週間というのが11月10日から23日ということでした。ということで、今これから新たな作業に

取り組むということですが、ほとんどが諮問というのは、委員の提案もお聞きすると思いますが、こちらからの意見もある程度諮問するということになると思いますが、まずこの家族に対する支援というようなものは、何かお考えはありますか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） この子ども・子育て会議の中では、まずそういうお子さん方を抱えている子供たち、ゼロ歳児から小学校3年生ころまでの保護者に対して、4,000人前後になるかと思えますけれども、ニーズ調査というのを実施する予定としております。その会議の中でどういうふうなことを聞かかという項目も設定していただいて、その回収方法とか、そういうところも含めてニーズ調査を実施することを決定していただいて、そのニーズを要望とかご意見をもとにして、幼保連携保育とか幼稚園とか、そういうふうなところのあり方とか、それから今議員がおっしゃっておられます家族に対する支援とか、そういうふうなところでの当市における不足している部分というところをつかんで、それに対しての事業計画を立てていくと、そういうことになっておりますので、今現在その部分での案としては、まだこちらのほうとしては持っていないという状況です。あくまでもその要望調査をして、それから検討と、そういうことを考えてございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 今現在、案としては持っていないということですが、法改正となることは、今までのニーズに合わなくなってきたので、いろんなひずみが出てきているので、さまざまな法が適用できるように改正していくものと思われま。ですから、昔は家庭という言葉でしたが、今は家族というように、家族のあり方とか、そういう支援体制が必要であろうかなということで、家族というような言葉が使われるようになったので

はないかなと思います。

今齊藤議員もおっしゃいましたけれども、やっぱりその辺のところをよく敏感にキャッチして、事業の企画をしていただきたいなと思います。

それから、これはちょっと一つの提案ですが、ムッシュ・ムチュラン、すばらしいファミリーを……

○議長（山本留義） 濱田議員、質疑であります。提案はできません。

○13番（濱田栄子） はい。では、これは後で一般質問いたしますので、以上で質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第52号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第52号
むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第53号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第53号
工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、北の防人大湊地区観光交流センター新
築工事に係る工事請負契約を締結するためのもの
であります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、14番浅利
竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 議案第53号、観光交流セン
ター新築工事に関連してお尋ねいたします。

観光交流センター安渡館は、北の防人計画の中
心となる施設ということもありますので、関心も
ありますことからお尋ねいたします。

まず、建物全体としては、大正、昭和期を模倣
しているということになっておりますので、これ
の経営方針とか運営の仕方はどうなのかお尋ねい
たします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 浅利議員のお尋ねにお答
えいたします。

仮称観光交流センターは、来年9月の完成予定
となっておりますが、北の防人大湊地区都市再生

整備計画事業で予定している施設が全て完了し、
環境が整うまではプレオープンしたいと考えてお
りますことから、平成26年度はそれに向けた準備
期間として、平成27年度からは市直営で運営した
後に指定管理者制度を導入する予定としておりま
す。

直営の期間は、物販コーナー及びカフェテリア
は外部委託とし、事務室には情報提供ラウンジ等
の管理を行う職員、または臨時職員が常勤するこ
とになろうかと思えます。また、建物のデザイン
コンセプトを大正ロマンでハイカラなイメージと
してしておりますことから、施設の運営についてもそ
れらをイメージしたものを検討中であります。最
も広いスペースを有する交流スペースにつきまし
ては、貸し館とする予定とし、円卓を配置するこ
ととしておりますことから、最大50人程度の収容
が可能となり、会議、打ち合わせなど飲食が伴う
会合から団体客用の休息スペースなど、広く市民
に活用いただきたいと考えております。

また、当該施設は通年の営業を予定しておりま
すが、冬期間の見込みについては大変厳しい現状
と考えますことから、幼児、学童向けの冬期イベ
ントなどを研究してまいりたいと考えております
ので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 交流スペースの件なのです
けれども、これは直営でしょうか、交流スペース
の維持管理というのは。ほかのほうは、何か指定
管理と聞いたような気がするのですけれども、そ
れも指定管理するのですか、交流スペースの件も。

それで、先ほど50名程度というご説明もありま
したけれども、実は大湊地区には中規模というか、
大規模というか、50名から100名ぐらいの飲食を
伴うパーティー会場とかがないものですから、こ
れをできれば大いに利用して、大湊地区の人たち
も活用できるような、50名というのはもうちょっ

と多くならないのかというような気がします。

それと内容について、飲食パーティーの場合どのような方式で経営をするのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） お尋ねにお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、当初は市で直営というふうなことで、行く行くは指定管理というふうなことを検討してございます。直営の場面におきましても、この交流スペース、カフェテリアにつきましては委託というふうなことを想定しております。そういうふうなかげんでもって、当初は全て直営、その施設2カ所については委託というふうなことを考えておりますし、50名程度のお話なのですけれども、あくまでも施設の容量からいって、それぐらいの規模が適切だろうというふうなことの想定で50名程度というふうなことと、ここの料理なんかの提供に関しましては当然ちょっとした厨房施設ございますので、ここで提供できる部分については提供できますし、施設を借りる方々が外から各種会合に向けてお取り寄せして使うというふうなこともできるわけありますので、そこら辺のことを想定しております。ですから、全てあの場所で調理して提供するものではなく、その会合、会合によりまして、借りた方たちがお取り寄せして施設を活用するというふうなことになるかと思えます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この大きい交流スペースという、これを維持して管理するのは、ある程度支配人的な、商売的な感覚を持ってやらないと、それぞればらばらの経営ではなかなか先行き暗いというような感じがするのですけれども、それでこの建物のハードは、大正、昭和のイメージということもありまして、期待するところ大なのです

けれども、特に冬期間は観光客とか何か、閑散期がありますよね。こういうときにどのような営業の仕方をするのか。要は商売としてある程度そういう集客を図るようないろんな企画をしないとなかなかお客も集まらないと。例えば建物に合ったコスチュームというか、従業員とかそういう人たち、サービスをする人たちとか、そういうようなことも考えてやらないと、特に冬場の閑散期なんかは集客に難しいというような気がしますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 先ほども私冒頭でご答弁申し上げましたけれども、この建物のデザイン等が大正ロマン、ハイカラというふうなことをイメージしておりますことから、施設の運営につきましても、それらをイメージしたものを今検討中でございます。

そして、冬期間の利用の方法なのですけれども、これも先ほどご答弁申し上げましたけれども、確かに大変厳しい状況はあるかと思えます。したがって、幼児、学童向けの冬期イベントなどを今研究しているところでございますので、今後とも随時また研究を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 本議案第53号は、観光交流センターというのを新しくつくるといふ、その工事請負契約であります。まず最初にこの観光交流センター、これはやっぱり私のほうとしてはどうも不要不急の無駄な公共事業になるのではないかなというのかなり高いなというふうなことをまず最初に述べさせていただいて質疑に移りたいと思えます。

この観光交流センターの来客、利用者数という

のですか、これは大体何人というふうに計算しているのか。

2点目としては、維持管理費、やはりこういう箱物をつくった場合は、本当に一番問題になるのがここなのですが、維持管理費というのは大体どのくらいを見込んでいるかということで、それも含めて大体収支、収入がどのくらいあって支出がどのくらいあると、こういうのをどういうふうに計算しているかというのをお知らせいただきたいと思います。

3点目ですが、前議員がいろいろ聞かれましたので、一応最初は直営でやると、その後は指定管理だということではありますが、いろいろ聞くところによりますと、この北の防人事業の全体通して教育委員会が管理するだとか、都市建築課のほうで管理するだとか、あとは経済部のほうで管理するだとかということで、管理するのが3つの部門にわたっているというのをいろいろ聞いているのですが、こういう形で運営するということがそもそも、私はやっぱりかなり大きな問題があるなというふうに思いますので、そこら辺も含めてどういう管理にしていくのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目の観光交流センターの来客数につきましては、むつ市議会第215回定例会において、大瀧議員の一般質問にもお答えしておりますとおり、北の防人大湊地区都市再生整備計画において指標とした5,577人からオープン後には倍増させたいと考えておりますが、既にオープンしているみどりのさきもり館を初め同事業で計画している施設が完成した暁には、さまざまな事業の展開によって相乗効果も期待できるというふうな思いをいたしております。

2点目の維持管理費と収支についてであります。施設の維持管理の経費は、人件費のほか清掃費、警備保障費、消防設備費、浄化槽管理費、通信費、光熱水費、燃料費等の経費が見込まれ、また収入といたしましては、カフェテリア部分、物販部門の売上げ及び交流スペースの使用料が見込まれますが、いずれの積算見込みにつきましても、観光交流センターがオープンする平成27年度の予算編成に向け、現在内部で検討しているところでございます。そういう状況にありますので、今この場では詳細、収支見込みというふうなことはお示しができない状況であります。

そして3点目は、存在する施設、さまざまな施設、教育委員会で管理している部門、建設部で管理している部門、この施設ができた後には、この観光交流センタータワーなんかは経済部で管理することになる予定になっておりますけれども、あくまでも公園関係については、公園というふうなことで規定された施設でありますので、この部分においては建設部、また重要文化財の管理の関係につきましては教育委員会で管理して、この観光交流センターはうちのほうで管理するのやむを得ないのかなというふうな思いをいたしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 来客を五千五百数名から倍増ということではありますが、そのようになればいいなどは私も思いますけれども、もしそうならなかった場合は、かなりの維持管理費ばかりが突出するというふうなイメージ、今の答弁から考えると、そういうイメージしか湧かないのでありますが、そこでこういう建物、箱物をつくる場合に、先ほど維持管理費、収支は今のところ明らかにできないということではありますが、そういう箱物の建て方というのは、それでいいのかなというふうなの

をかなり感じます。結局維持管理費は市民の税金で負担することになるのです。ですから、そのところをしっかりと市民に説明しなくてはいけない、こういう建物をつくる場合には、皆さん、市民の税金をこのぐらい使いますよと。逆にこのぐらい使わないで済みますよというふうなのをきちんと説明してから、こういう建物というのは前に進めなくてはいけないのかなというふうに思うのですが、そういう点ではまだ収支、試算ができないという状況でこういうふうな入札をかけるというのは、大変私はこの事業の進め方として、やはり逆転しているなというふうなことを思いますけれども、ここについては、ちょっと市長のお考えをお聞きしたい。こういうやり方で市長は号令をかけたのですか。収入が明らかでないにもかかわらず、もう建物をつくってしまえという形で号令をかけて、これは前に進めているのですか。そのところ、市長の考え方をお聞きしたい。やっぱり市民に税金の使い方をしっかりと説明をする責任があると思います。ということで、答弁をお願いしたいと思います。

それとあと3点目ですが、3つの部署で管理するということがベストだなということでありますが、やはり私はそういう形では、今後いろんな企画をする場合に、いろいろ支障を来すかなということを思いますので、私は最初からこういう北の防人は反対しておりますが、実際もう進めてしまうのであれば、やっぱりベストな形で進めるべきだなということで、そこは再検討してもらいたいなというのを要望させていただきます。

答弁をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 要望の部分にはお答えはいたしません。ご意見として伺っておきます。

ただ、収入がどうかというふうなことなのだと思いますけれども、これが例えば民間の事業者であります

と、ここの建物をつくる、では入館料何ぼ、入館総数幾らということではじいて総収入等を出すと。そして、これだけの経費がかかる、人件費がかかる、光熱費が幾ら幾らと。これは、採算ベースに合うというふうなことでのゴーということになるかと思えますけれども、果たして公共の施設、このあり方についてのお話になるかと思うのですけれども、これは収入を求めるための建物ではございません。この建物をつくる経緯となったのは、横垣議員も既にご承知のとおり、平成21年でしたか、あのアーチ式ダム、水道施設が国の重要文化財に指定されたと。あれだけで果たしていいのだろうか、交流人口をふやすためのさまざまな手法を考えていかなければいけない。

現在あの石づくりの建物、1棟今修繕入っております。ああいうふうな朽ち果てる歴史的な建造物、これなんかもししっかりと、これを保全をして、歴史的なものを将来につなげていかなければいけない。そういうふうな思いから、この事業をスタートし、そして交流人口をふやしていこうと。そこにはやはりこの観光交流センター、収入が幾らで、そしてこれが採算とれるのかというふうなこと、では全ての公共施設、そういうふうな形でやっていきますと、これは全く施設としてなり得ないものであると、私はこういうふうに思います。つまり公共のサービスというのは、そういうふうなところもやはりしっかりと酌み取ってやっていかなければいけません。環境を整備する、そしてまた緑のあのすばらしい水源池公園ということ、これは将来に環境を守りつつ、そして環境にマッチした形の中で新たな施設はつくりましても、そして文化財のその存在価値を損ねないような形の中でこの計画を進めておるわけでございます。

そういう意味では、収入が計算できていない、

これから支出についてもまだまだこれからの大きな課題であります。ですから、担当部長がお話しのように、冬場の利用、そういうふうなものもしっかりと考えて、今さまざまな案がありますけれども、まだこの部分についてはお示しをできるような状況ではない。ただ、この議案については、予算の中で皆様方に御議決をいただき、この形の中で、この工事請負契約というふうなことで上程をさせていただき、この部分についての議決をいただきたいということでございますけれども、その中ではやはりそんな思いで我々はこの事業に取り組んでいるということでご理解いただけるものと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 収支がわからなくてもいいのだというふうな答弁であります。私は必ずしも黒字にしてほしいということを行っているわけではないのです。市民にこのぐらい維持管理費を負担してもらおう施設ですよというのをきちんと説明する責任がありますよと、市民の税金使うわけですから。そこのところをしっかりと説明してほしいということなのです。何も黒字の施設でなければいけないということを行っているわけではありません。

でも、再度お聞きしますけれども、大体わかっているところは、やっぱり報告してもらえればなと思うのですが、大体こういう建物で、維持管理費はこのくらいになるだろうなど。先ほど水道光熱費とか臨時職員を配置するとかというのをおっしゃいましたので、大体でよろしいので、どのくらい維持管理費がかかるのかというのをぜひ教えてもらえればなど。収入のほうは、計算できないというのがかなり大きいと思いますから、その部分だけでもよろしいので、よろしく願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） おおよそで幾らというふうなことで、この場所で発言をしてしまいますと、それが固定されてしまうわけでございます。この部分においては、例えば年間数百万、数千万ということになりますと、この部分を数百万というふうなことにあれますと、これ超えたのではないかとというふうなことで、まだその部分についてはしっかりと積算、稼働してみなければ、やはりわからない部分もあるわけでございます。さまざまな要素も入ってくるわけでございますので、この段階ではそういうふうな積算はなかなか不可能ではないのですが、それがまた固定してしまいまして、さまざまな影響を及ぼすものと、このように思いますので、この場ではなかなかできないものというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います、こう思います。

ただ、今後の運営方針については、直営でやって、その直営の状況を見ながら指定管理を目指していくというふうなことでございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第54号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、川内庁舎配備のロータリ除雪車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第54号 財産の取得についてお尋ねいたします。

この議案については、川内庁舎配備のロータリ除雪車が老朽化に伴って更新をすると、このようなことであります。3点ほどお尋ねいたしますが、1つには、この車両以外も含めてそれぞれの備品、車両等については、決算上減価償却をしてきていると思いますが、このロータリ除雪車の場合に減価償却の耐用年数が何年というふうなことで見込んでいるのか。それと関連しますが、この更新車両が使用年数何年を経過しているのかについて、1点目お知らせを願いたいと思います。

2点目は、いろいろ除雪等々含めて実施をしていく場合に、車両をこのように直営で、要するに市が保有をして除雪に供するという場合と、民間の車両をチャーターして行うという方法が考えられるわけですが、経費的な部分等々見た場合に、車両を保有した場合とチャーターした場合、どちらのほうを経費を考えた場合に有利なのかについてお知らせを願いたいと思います。

3点目は、聞くところによりますと、川内地区の場合に民間業者でロータリ除雪車を保有している業者がないというふうなことのようではありますが、そういう点も加味した中で直営で車両を更新すると、こういう考え方なのかどうか。この3点についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の減価償却の際、車両の耐用年数を何年としているのか、またこのロータリ除雪車は何年を経過しているのかというお尋ねでございますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、別表第2、機械及び装置の耐用年数表によりますと、総合工事業用設備に該当し、6年と定められてお

ります。また、このロータリ除雪車につきましては、26年を経過しております。

2点目、市が保有する場合と民間からのチャーターをする場合が考えられるが、どちらが有効と考えているかについてでございますが、今回老朽化に伴い更新するロータリ除雪車は、国土交通省所管社会資本整備総合交付金事業により取得する機械でありまして、3分の2の補助金と合併特例債を活用して購入するものであります。実質的にむつ市で負担する税等一般財源は、購入費の約1割強と有利なものとなっております。

また、むつ市と業者で締結しております除排雪業務委託契約によりますと、時間当たりの委託金額は、市が保有する場合は民間が保有する場合と比較しておおよそ半分程度になっております。このようなことを勘案しますと、今回国土交通省所管社会資本整備総合交付金事業により取得することについては、こちらのほうが有利であると考えております。

3点目、ロータリ除雪車はそれ以外の用途に使用できないことから民間事業者での保有は限られている状況にあるが、川内地区の状況ということになります。議員おっしゃるとおり、川内地区では特殊機械であるロータリ除雪車を保有している業者は一社もございませんので、これを更新するということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 2点目の今の川内庁舎の所長の答弁でいきますと、市が保有した場合のほうが民間の車両をチャーターする場合に経費的には半分で済むというか、こういうふうなことから、市が保有したほうが有利だと、こういうふうな答弁であります。実は、関連をしてお聞きをするわけですが、現在それぞれの地区によっては民間で既にロータリ除雪車を保有しているところもありま

す。従来から市の除雪に指名をいただいて実施している、委託を受けてやっている、その業者がいろいろな経営上のことも検討しながら、既にロータリ除雪車を保有している部分があります。民間活力を活用していくということを考えた場合に、そういうところについては私は考え方としては民間の車両を利用するというか、お願いをしながら委託をしているという、要するにオペレーターも含めて車両も民間にというふうなこの方法もその地域によっては考えていくべきだと思いますし、そのようにやっているかと思いますが、今後の取り扱いについて、再度確認をさせていただきたいと思います。その部分について、再度お願いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 目時議員の今後市が保有している除雪機だけではなくて、民間の除雪のそういうロータリ除雪車等もふやして、民間委託をふやしていくべきではないかというお尋ねかと思っておりますので、お答えいたします。

まず、民間が保有する場合、リスクも保有することになります。これは、稼働しないときのリスクも担保するということになりますので、そこに関しましては、豪雪の状況により、例えば耐用年数が6年の中で減価償却できるのかという話になりますと、なかなか難しいものがあると我々も考えておりますし、今後の方針としては、除排雪作業につきましては、全て業者委託を行っており、平成24年度ではグレーダー等の除雪用機械244台で1,550路線に472.9キロメートルを実施しており、このうち21台は市保有機械で業者に貸し付けをしております。

これらの市保有機械は、老朽化による作業効率の低下や修繕料の増加により適宜更新を行っているほか、除雪延長が年々増加していることから、小形ロータリ除雪車等の台数をふやすなどしてお

り、今後とも効率的な除排雪作業を実施するため、計画的に更新、場合によっては増強を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の部長の答弁で理解をするわけですが、以前にも除雪の関係で同僚議員含めて意見がございました。というのは、今部長がおっしゃいましたように、特にロータリ除雪車とかという場合には、除雪専用でありますから、他に供用はできないというようなことから、やはり民間で保有するという場合には相当な決意というか、大変だと思うのです。そういう状況の中でいった場合に、除雪車両等、ロータリ除雪車以外にも含めて、今後の方向として市が車両を保有して、そして民間に貸し出しをするというか、こういう方式に努めていくと、このような理解をしていいのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 先ほども申し上げましたが、これは全部の保有台数ということになりますと、例えば現在244台、これは民間で保有していただいております、市の保有が21台という状況でございますので、これを全部市で保有、更新時期に保有する方向にするということは、ちょっと難しいものと考えております。そういう意味で、計画的に更新をして、場合によっては増強していくと。これは、除雪の効率化を図るためにも、ここ数年購入しているロータリ除雪車に関しましては、小型化で効率のいいものをご購入するかと考えて採用しておりますので、場合によっては増強するというようなことで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第55号

○議長(山本留義) 次は、日程第6 議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、川内庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 議案第55号 財産の取得についてであります。先ほどの議案第54号の質疑の中で理解をいたしました。

ただ1点だけお知らせを願いたいと思っておりますが、この除雪ドーザの更新車両の使用年数は何年なのか、お知らせを願います。

○議長(山本留義) 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長(松本大志) 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

経過年数は28年でございます。

○議長(山本留義) これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第56号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番(中村正志) 議案第57号につきまして、質疑をさせていただきます。

議案の審議に対しまして、参考資料のほうは私どもに示されておりますが、その中から今回の入札状況というのが載っておりますが、これはまず予定価格というのはどれくらいだったのでしょうか。また、それに対しての今回の落札率というのはどれくらいだったのでしょうか。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) お答えいたします。

予定価格につきましては、工事請負契約においては工事の積算基準等の公表が済みまして、設定金額の類推が可能な状況と、また全国的に官製談

合などの予定価格の漏えいをめぐる事件が後を絶たないことなどにより、その防止を図る目的として国の公共工事の入札及び契約の適正を図るための措置に関する指針に基づきまして、国及び地方公共団体において公表を実施しているところでありまして、当市においても平成14年6月から予定価格の公表を行っております。

一方、財産の取得や各種業務委託等につきましては、公共工事のように積算基準が公表されておらず、予定価格を公表することにより、同種の案件の予定価格が容易に類推でき、その結果として業者の見積もり努力を損なわせ、契約金額の高どまりになるなど入札の意義、目的が損なわれるおそれがあり、工事請負契約等を同等に扱うことはできないことから、予定価格を公表しないこととしております。このことから、本議案につきましては、むつ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格2,000万円以上の動産の買い入れとしてご審議いただいておりますものの、予定価格につきましては非公表としておりますので、予定価格及び落札率についての答弁は差し控えさせていただきますと存じます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そういう法律があるというのはわかっていますけれども、私の聞き方が悪かったのです。もちろん入札にかけますから、それなりのこれくらいの金額であればいいという価格は多分あったのだと思います。ただ、法律によってそれは出せないというのはわかりました。だとすれば、私特にこの案件だけがどうのこうのということをお願いわけではないのです。今回4件ほどありますけれども、議案第54号を抜かしまして、そのほかの3件については落札者との開きが非常に大きいなというふうに感じているのです。これ

は、ちょっと入札の状況として適切なのかなというふうな感じをしているのです。予定価格なるものがないのであれば、もしかしたら相当業者さんが無理して入れているのかなと、そういう状況も考えられるのではないかなというふうに感じておりますし、この価格で落ちていますので、市が求めていた値段よりは低かったのだということなのでありますが、それが市が考えていた以上に安過ぎた場合というのは、ある程度考慮しなくてはいけないのではないかなと思うのです。大きな、ちょっと飛躍的な考え方をすると、そういうふうな安ければいいだろうというふうな考え方でやってしまうと、自治体自体が業者さんを苦しめることになる。あるいはもっと大きな見方をすると、自治体自体が、今、日本で問題となっているデフレに手をかしてしまうというふうな状況にもなるのではないかなというふうな気がしております。そういうふうな面も考えますと、この議案第57号については、落札者と次者でも2倍近い開きがあります。ましてや一番高いところだと、3倍以上の開きがある。物品なので、取り扱うメーカーによって、または系列の販売店によって出せる値段というのはあるかもしれないのですが、もしそうだとするのであれば、このような場合には個別に交渉して適正な価格で契約を結ぶという方法もあるのではないかなというふうに考えます。今後について、そういうふうな物の買い方というの必要なのではないかなというふうには私は思っております。

または、そうでないのだとするのであれば、その入札に参加できる業者さん全てに使用できるような形の仕様書みたいなのが必要なのではないかなというふうに考えるのでありますが、若干この案件とは離れますが、物品購入に関しての入札の考え方について、私が今しゃべったことも含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） ただいま議員がおっしゃられたとおり、落札の結果についてはかなりの差がございます。開きがございます。予定価格の設定に関しては、市場の価格、それから参考の見積もり等を勘案して、適正かつ合理的に設定しているというふうな考えでございます。応札額につきましては、それぞれの業者が目的物の品質等を十分考慮して入札した結果であるというふうな受けとめておりますし、また随意契約ではなくて入札と、指名入札というものがある程度公平な価格の競争が行われるというふうな認識を持っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 部長の答弁はよく理解できます。ただ、例えば今回の車の購入でありますとか、こういうふうなことに、こういうふうな入札結果が往々にしてあるということなので、そこら辺はちょっと私としては適切な入札なのかという疑問がありますので、その部分については今後ぜひとも研究をしてほしいというふうなことでとどめさせていただきたいと思っております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第58号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第58号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を

求めることについてを議題といたします。

本案は、12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に近原芳栄氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第59号 平成25年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 議案第59号の補正予算の歳出第2款総務費、第1項総務管理費の第18目広報費についてお尋ねいたします。

まず、データベースシステム機能ということそのものと、今回追加ということになっておりますけれども、地図表示機能の詳細について、どういふものかちょっとお尋ねします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

市民の声データベースシステム機能追加事業の詳細ということでございますけれども、市民の声データベースシステムは、市長への手紙やおでかけ市長室のほか、電子メールなどによりまして寄せられるご意見、ご提言並びにご要望の内容と、それに対する市の対応や回答などをデータベース化して庁内で一元管理するとともに、関係部署の情報共有を図るために整備したもので、平成23年度から運用しております。

最近市に寄せられます市民の声は、電子メールによるものが多くなっている傾向にございまして、特に道路あるいは公共施設の破損などに関する情報では、その場所やそれらの状況がメールの文面だけでは特定しにくい案件も見受けられる状況になっております。今回追加いたします機能は、普及が進んだ携帯電話やスマートフォンなどのカメラ機能を利用いたしまして撮影された現場の画像を受信することにより、その画像に付加されております位置情報から自動的に撮影された場所を地図上に表示する機能を追加するものでございます。このことによりまして、市民からの情報をより正確に把握することができますことから、これまで以上に迅速かつ正確に対応できるものと考えておりますが、いたずら防止並びにセキュリティー管理の面から、昨年開始いたしましたメールモニター制度に登録した方を利用対象としているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 実は、市民の声データベー

スというのはどういうものかと思って、ちょっとインターネットを引っ張って見たのですが、出てこないですね。それで、何でそういうことをしたかという、市民の声ということですから、市民が問題意識を持っている、そういうことを我々議員も問題意識を共有して、ではどういう地域にどういう問題があるのかなと、我々も活用できないのかなと、そういう思いでいたのですが、今回の説明だと、庁内の業務に利するためにということなのではございますけれども、我々も利用できるような何かそういう手だてというか、そういうのはどうすればよろしいのでしょうか。例えばそれはもうできませんということなのではいふか。再度お尋ねします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市民の皆様が利用できないかというようなことでございますけれども、先ほど申しましたように、このシステムでは外部からのアクセスはできないものとなっております。

市民の声の公表につきましては、現在手紙あるいは電子メールなどによって寄せられているものにつきましては、特定の個人を誹謗中傷しているものや公序良俗に反するものなどを除きまして、市政だよりや市のホームページで公表を行っているところでございます。今回の機能追加により寄せられる画像つきメールによるものにつきましても、個人情報が含まれるものや、個人や法人等の権利、利益を害するおそれがあるものなどを除いたものについては、その概要と市の対応などを市のホームページを主体として公表していくこととして検討しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 市の方針というか、それはわかりましたけれども、個人情報とか秘密保護法、

そういう関連のなかなかガードがかたいのですけれども、市民が抱えている問題と我々議員としても、そういうある程度のところで共有をして、我々もそういう問題意識を持ちたいなという思いがあるのですけれども、そこら辺でもう少し緩くというか、我々も活用できないのかなという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分につきましては、さまざまところからアクセスがされるということになりますと、本体のセキュリティーの問題が非常に出てまいります。この部分においては、市民の皆さんと、そして三千数百人というふうな形で今防災メール等の登録を、メールモニターだとか、そういうふうな形で登録をいただいている方々、この部分からのまず声をして聞くというふうなこと。この部分に、また違うところから入ってきますと、セキュリティー、この部分が非常に危険になってまいります。この部分は、やはりそのセキュリティーを守るためには、しっかりと対応をとっていかなければいけませんので、その部分については先ほど担当部長お答えのように、非常に難しいものがあります。できないというふうなことになろうかと思えます。

ただ、どんな声が届いて、どんな対応をしたのかというふうなことについては、市政だより等々でもう既に公表している部分がありますので、それにまたボリュームを加えて公表して、うちのほうの対応方等はお知らせをしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 3点ほどお願いいたします。

新聞にもいろいろ載ってございましたけれども、まず9ページのむつ運動公園野球場損害賠償金

1,122万8,000円が収入として入ったということですが、これは実際の収支というか、実際にかかった経費はどのくらいだったのかというのを改めてまた聞きたいなと思います。

そして、その経費との差額は何か震災復興の資金から出たというふうな報道もされておりますが、そのお金自身が今回のこの補正に反映されているのかどうかというののもちょっと私はわからなかったもので、そここのところをどういう形で収入としてなっているのかというのをお知らせいただきたいなというふうに思います。

それと、奥内のほうに汚染土が野積みされておりますが、それは東京電力が後々引き取ってくれるものなのかどうか、そういったところの進展というか、話し合いというか、そういうのはなされたのかなされていないのか、今後どのようになるのかというののもちょっとお聞きしたいと思えます。

2点目ですが、10ページのむつ市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金というのが、1,623万円ということが計上されておりますが、これは一体どういう中身なのかというのをお聞きしたいと思えます。私としては、保育士さんの給料に上乘せされるものなのかなというふうなイメージがあるのですが、そここのところも含めてよろしく願いいたします。

あと11ページであります。むつ市海岸漂着物対策推進事業費というのが160万円計上されているのですが、これの内容も説明お願いいたします。

また、こういう事業は今後とも継続していくものなのかどうかというのもお知らせいただきたいと思えます。

以上、お願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。4点にわたるお尋ねかと思えます

が、私のほうからは3点についてお答えいたします。

まず1点目のかかった経費は幾らだったのかとお尋ねであります。むつ運動公園野球場の土と芝の入れかえ工事費として3,845万5,000円並びにむつ運動公園野球場グラウンド外周舗装工事費として672万円の合わせて4,517万5,000円のほか、現地保安対策経費281万3,580円と放射能の確認のための検査費用等242万9,700円で合計5,041万8,280円となっております。

次に、3点目のお尋ね、汚染土は東京電力が引き取ってくれないのかとお尋ねであります。今回の事案につきましては、あくまでもむつ市一般廃棄物最終処分場への処理に要した費用も含めた東京電力からの損害賠償金でありますことをご理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の今後どのようになるのかとお尋ねであります。今回の損害賠償金の合意をもってむつ運動公園野球場に放射性物質が混入したことにより汚染された土と芝を入れかえる一連の作業と事務処理は全て終了したことになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） むつ運動公園野球場に係るお尋ねの第2点目、経費との差額は震災復興資金からということだが、今回補正に計上されているのかについてお答えいたします。

この件に係る震災復興特別交付税は、平成23年度中に3,845万5,000円が交付されましたことから、このたびの補正予算には計上されておられません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） むつ市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金とは何かというお尋ねでございますけれども、民間保育園の保育士等の

給与については、公立保育園との給与格差是正を目的といたしまして、職員の平均勤続年数に応じた加算により、民間施設給与等改善費が保育所運営費の一部として加算されているわけでございますけれども、それをもつてもなお保育士の処遇が低いと、そういうふうな現状を踏まえて、民間施設保育士等の賃金を臨時的に改善する措置であります。この事業は、国が子育て支援策の中で最優先で進める待機児童解消に向けた保育士の確保対策と保育士の離職等を防ぐ狙いがあるもので、改善を実施したいといたしまして、市内10カ所の法人立保育園、申請を受けて民間保育園の職員の賃金改善を県補助100%で実施するものであります。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） むつ市海岸漂着物対策推進事業についてご説明いたします。

この事業は、平成25年7月に県が制定した青森県海岸漂着物対策推進事業費補助金交付要綱に基づきまして、市が事業主体となって行う海岸清掃事業であり、県から補助金の交付を受けて行うものであります。

清掃する海岸につきましては、大畑地区の二枚橋、木野部、むつ地区の浜奥内、中野沢の4地区を計画しております。

また、この事業が今後も継続していくのかというふうなことでございますけれども、現在のところ、県からの補助金の交付は平成26年度までとなっておりますことから、平成26年度まで事業計画しているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2点目の保育士等の処遇改善のところではありますが、これは今年度限りのものでしょうか。それとも、今後とも継続していくものなのかどうかということと、今回10の施設であります。数えたら11たしか民間の保育所がある

のですが、結局11の中の10がなかなか給料が、例えばほかに比べて改善されなかったということで申請して、よその保育所並みの水準に何とかあったというふうな形で考えていいものかどうか。何か「等」というのがつくので、保育士等という、この「等」がすごく私気になって、保育士の人件費以外にも、何か例えば別のものにも使われたりしてもいいものなのかなということを考えるならば、必ずしも人件費の上乗せになっていないということもあるのかなというのもちょっと考えたものですから、そこを含めて答弁お願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 3点にわたるご質問でございます。

まず1点目の今年度限りの事業かというところについてでございますけれども、国は来年度以降の対応ということを示しておりません。ただ、最重要課題として待機児童解消のため保育園の増設、それに伴う保育士の確保に取り組んでいるわけでございますので、その点を勘案いたしますと、保育士の処遇改善措置というのは今後もあるものと考えておかなければいけないものと思います。

2点目の10カ所ということで、1カ所はどのようなことになっているのかというふうな点でございますけれども、この1カ所につきましては、既に独自に保育士等の給与改善に取り組んでいるということで、今回はこの補助ベースには申請しないと、そういうふうなことでございました。

それから、保育士等ということで、「等」がついているけれどもということですが、その部分は、保育所に勤務している非常勤職員を含めて、保育士以外でありますと、用務員とか調理師という方も勤務されているわけですが、そういうふうな方も含めての給与改善措置ということで、「等」がついているということでござい

ますので、ご了解願いたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第59号 平成25年度むつ市一般会計補正予算につきまして、質疑をさせていただきます。前議員と重複する部分がありますが、重複をなるべく避けてお聞きしたいというふうに思います。

今もありました県補助金、青森県子育て支援特別対策事業費補助金、支出のほうで児童福祉費、むつ市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金についてであります。まず県の安心こども基金というものは、これはどういう性質のものなのでしょうか、お知らせを願いたいと思います。

また、この使い道にはどういうふうなものがあるのでしょうか。むつ市として、これまでどのような活用をしてきたのでしょうか。また、今後活用する予定というふうなのは考えておるのでしょうか。

次に、今もありましたが、保育士等処遇改善とは具体的にどういうことかということですが、これについては今の答弁である程度納得をいたしました。そうしますと、処遇改善ということで、この目的の趣旨にのっとるならば、例えば補助金でありますから、終わった後に報告書とかが多分上がってくるのだと思うのですが、それを見て確実に保育士さん、あるいは関係する方々の処遇改善につながってあるというふうなことを市として確認することができるのか、そこをお聞きしたいと思います。

あと、今の説明でいきますと、とりあえず今回の補助金は臨時的なものということで、考えるならば臨時ボーナス的に支払われるというふうなものなのか、そこら辺もちょっと教えていただきたいと思います。

あと、この補助金の算出根拠なのでありますが、示された資料には書いてあるのですが、ちょっとよくわからないのです。もうちょっと具体的にわかりやすく、そこのあたりをお示し願いたいと思います。いろいろな条件がついているというのはわかるのでありますが、もう少しわかりやすくご説明願いたいと思います。

次に寄附金、ふるさと納税寄附金、総務管理費のふるさと納税管理費についてであります。今回の納税の寄附件数の増加の要因というのは何であると考えておられるのかお聞きしたいと思います。

歳入に対して、歳出の額のほうがちょっと多いのではないかなと私感じているのでありますが、そこら辺の歳入に対しての歳出の根拠みたいなのをお知らせ願いたいと思います。

あと、支払いに要する経費の具体的な内容、どういうふうな謝礼等をしているのかお知らせ願いたいと思います。

また、これまででもやられてきていると思うのですが、ふるさと納税をふやすためにどういうふうなことをしてきているのか、またそれらの経費というのはどういうふうなものがかかっているのかお知らせ願いたいと思います。

次に、諸収入、雑入、むつ運動公園野球場損害賠償金なのでありますが、これに関しては平成23年8月1日、むつ市議会第147回臨時会で私どもに初めて行政報告として上がってまいりました。最後が平成24年8月31日、むつ市議会第213回定例会の行政報告、これに関しての報告がそこで最後でございました。それ以降の賠償金の決定で、むつ市に入ってくるまでの経過についてをお知らせ願いたいと思います。

あと震災復興特別交付税の性質はどういうふうなものなのかというのをお知らせ願いたいというふうに思います。これに対しての税額と交付時期については、先ほどの答弁で理解をいたしまし

た。処理経費の最終的な費用についても、先ほどの答弁で理解をいたしました。そうしますと、この処理に関しては、むつ市と業者さんとの間で負担をしてきたと思うのでありますが、それらのほうは、今の説明を勘案しますと、むつ市側も業者さん側も、言葉が適切かどうかわかりませんが、きちんと損失補填はできたというふうな理解でよろしいのか、一応お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、5点ほどのお尋ねかと思えます。

まず1点目の県の安心こども基金とはどういうものかということをございますけれども、安心こども基金は、国の経済対策として平成20年度2次補正予算により創設されたものでございまして、待機児童解消のための保育所整備や保育サービスの充実を図るため、そういうことで予算化されて、都道府県に基金として造成されたものであります。これは、平成22年度までの措置だったわけですから、その後平成23年度、平成24年度と延長されております。今現在積まれている県の安心こども基金の中からこういうふうな事業をするということに今回なったわけでございます。

2点目の使い道にはどのようなものがあるのかということをございますけれども、むつ市としてはこれまでどのような活用をしてきたのか、そういうところも含めてお答えいたしますけれども、使い道につきましては、老朽した保育所の建て替え、待機児童解消のための保育所の整備、児童虐待防止対策強化のための広報や職員の配置に係る経費とか、そういうふうなものに充てられることになってございます。当市においては、これまで児童虐待防止対策強化のための広報や職員の配置に係る経費、それから東日本大震災において被災地から当市へ避難してきた児童が保育所へ入所す

る際の保育料の減免に対する費用等に活用してございます。

また、今後の活用についてでございますけれども、安心こども基金というのは先ほど申し上げましたように、今回も補正によってさらに増幅されてございます。本年度は、当初予算において、民間保育所の施設整備、それから今年度より子育て支援交付金から移行になりましたこんにち赤ちゃん事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業、それらのものを計上しておりまして、今後においても事業継続となった場合は活用していくつもりでございます。

3点目は、賃金改善を確認できる仕組みになっているのかということでございますけれども、この10カ所の法人立の保育所については、事前にどういうふうな賃金改善を図るつもりかというところを計画書を出していただいております。それで、実際そういうふうな計画どおりのことがなされたかというところは、議員おっしゃられたとおり、実績報告書を出していただいで確認するような仕組みとなっております。

4点目は、ボーナス的に支払われるものなのかということでございますけれども、選択できるわけですが、現在市内から上がっている保育園のほうでは、一時金として支給するというのを考えているようでございます。

5点目は、補助金の算出根拠がわかりにくいということで、もう少し具体的にということでございます。補助金の算出根拠ですが、単価がございまして、その単価は児童の年齢区分、それから保育所に勤務する職員1人当たりの平均勤続年数、保育所の定員によりそれぞれランク別となっております。当市の保育園1施設に係る単価は、おおむね平均いたしますと、ゼロ歳児4,347円、1、2歳児2,578円、3歳児1,341円、4歳児以上の方については1,167円ということになります。

その単価に4月1日現在における年齢区分ごとの入所児童数と、9月までの6カ月を乗じて得た額、それと同じく10月1日現在における年齢区分ごとの入所児童数に3月までの6カ月分を乗じて得た額の合計額、それが保育所1施設分に係る補助額となります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ふるさと納税寄附金に係るお尋ねでございます。

まず、寄附件数の増加の要因は何であるかというようなことでございますけれども、ふるさと納税につきましては、平成20年度から始まっておりまして、平成20年度は8件の127万円、平成21年度は8件の69万5,000円、平成22年度は11件の50万5,000円、平成23年度は20件の132万円、平成24年度が98件の287万5,000円となっております。平成24年度から急激に件数、金額とも増加いたしましたのは、平成23年11月から1万5,000円以上の寄附に対してむつ市の特産品を送るというようなことにいたしまして、ホームページなどで広報したことがその大きな要因であろうかと考えております。

また、この取り組みがふるさと納税を紹介いたします民間のホームページで大きく取り上げられたことや、むつ市の特産品が魅力あるものであることも増加につながったものではないかと考えております。

次に、歳入に対して歳出の額が多くないかというようなことでございますけれども、寄附額1万5,000円以上5万円未満の寄附者に対して送料込みで5,000円相当のもの、5万円以上の寄附者には送料込みで5,000円相当のものを2品送っております。平成25年度当初予算では、見込みといたしまして、寄附額1万5,000円が30件、5万円以上が10件の計40件で120万円の歳入と、寄附者に

に対する謝礼として50品分の報償費25万円を計上しておりましたが、今年度は6月末現在で73件108万円の歳入があったところであり、そのほとんどが1万5,000円の寄附でございました。

これまでの経緯から、今後も月平均25件程度の寄附が予想されますことから、当初に比較いたしまして、220件程度の増が見込まれることとなります。220件に対して特産品220品でありますけれども、当初見積もっておりました5万円以上の寄附10件分、これは5万円が5件、10万円が5件というようなことで見積もっておりました。75万円に対して20品目を予定していた分でございますけれども、この分を全て1万5,000円といたしますと50品となりまして、30品ふえることとなるために、報償費のほうは250品分を計上したものでございます。

謝礼に要する経費の具体的な内容というようなことでございますけれども、むつ市の陸奥湾産ホタテ、それから海峡サーモンセット、いのしし鍋セット、焼干、ヨーグルトギフトセットなど9品目から1万5,000円以上1品、5万円以上の方には2品を選んでもらうものでございまして、それぞれ送料込みで5,000円相当としてございます。

ふるさと納税をふやすための経費というようなことでございますけれども、ふるさと納税のPRといたしまして、平成21年度から毎年度リーフレットを作成し、市庁舎や市関連施設、ホテルや旅館などの宿泊施設等に置いておりますほか、市内外における各種イベント時や元気むつ市応援隊の皆様へも配布しているとともに、経費については特にかかりませんけれども、市政だよりやホームページにも掲載し、PRに努めております。

リーフレットの印刷代でございまして、これは毎年度1,000部作成してございまして、消費税を含め9万2,000円弱となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、賠償金の決定、納入までの経過についてのお尋ねでございますが、むつ市議会第213回定例会の行政報告におきまして、処分場への搬入作業を6月8日に終了し、内外野の土敷きならし作業については7月11日に終了している旨ご報告したところでありますが、その後平成23年9月13日付で東京電力福島原子力補償相談室に対して、その時点で約4,000万円の被害概況申し出を行った賠償については野球場の工事にめどがついたことから、平成24年7月26日に市の担当者が東京電力本社へ出向き協議しておりますが、それ以降も継続的な協議を要望したところであります。

そして、本年1月に入りまして、賠償の窓口となります東京電力東北補償相談センターより職員が来庁いたしまして、その後おおむね月1回の割合で計6回ご協議してまいりましたが、6月20日に合意に至りましたので、7月19日に請求し、8月1日に合意書の取り交わし後、8月12日に入金済みになったということでございます。また、業者負担につきましては、個別の案件ではございますが、東京電力との協議が調ったと伺っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） むつ運動公園野球場損害賠償に係る震災復興特別交付税の性質についてお答えいたします。

これは、東日本大震災の復旧復興事業に係る被災団体の財政負担をゼロとするとともに、被災団体以外の地方公共団体に対しましても、当面の財政運営に支障が生じることがないように平成23年度から通常の特別交付税とは別枠で創設されたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、まず県の安心こども基金のほうからありますが、これ基金でありますので、なくなればそれで終わりというふうな性質かと思うのですが、県のほうの条例の附則のところを見てみますと、平成27年3月31日限り、その効力を失うみたいなのも書いてありますので、まだ基金のほうは残っているのだなというふうな理解をしておるのでありますが、だとすれば、これを使うには早い者勝ちなのでしょうか。だとすれば、やっぱり市としてそれに対応する駒をそろえておくべきだと思いますが、そこら辺の考え方を聞きしたいなというふうに思います。

ふるさと納税のほうにつきましては、中身はわかりました。平成24年度の決算を見てみますと、287万5,000円に対して謝礼のほうが49万3,000円云々だったので、17%ぐらいということで、今回パーセンテージが大きいなと思ったので、そういうふうな聞き方をしたのでありますが、要はこれまでのPR活動が成功して件数がふえたと考えるのと、あと1万5,000円以上の方の謝礼が豪華になったと、この2本立てでこういうふうなことになったというふうな理解でいいのだろうかというふうに思います。このふるさと納税については、特に再質疑はありません。

運動公園の賠償金についてであります。そうしますと、東京電力さんのほうには4,000万円程度の請求をしたのだけれども、1,122万円ということ。これは、先ほど来話に出ています震災復興特別交付税との兼ね合いで国とのやりとり、そしてまた並行して東京電力とのやりとりの中でむつ市が損しないような形でこういうふうに落ちついたというふうな理解でよろしいのでしょうか。それとも、変な言い方をすれば、国のほうでこれくらい見てくれたのだから、東京電力のほうはこれ

くらいしか出せないよというふうな感覚なのでしょうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 県の安心こども基金に関するお尋ねでございます。その基金のほう、附則で平成27年3月31日限りということになっているということでございますけれども、恐らくこれは平成27年度から国のほうの子育ての関係の新システムに移行するに当たり、そこでの区切りを設けているということだと思います。それで、当市といたしましても、今年度は新たにその該当するものとして4つの事業を申請してございますので、平成26年度につきましても、該当する部分の事業ができないかということはある検討しながら活用を図っていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村議員の再質疑にお答えいたします。

東京電力が賠償に応じた根拠というふうな趣旨かと思っておりますけれども、むつ市の今回の案件は、国から園芸用土等の製品として出荷自粛指示の対象となった宮城県産の浄水発生土であることが判明したこと、さらにはそれを出荷元である宮城県にかわって適切に保管処分したことから、いわゆる政府指示に基づく出荷自粛を受けた宮城県産の土壌の回収処分に要した一連の費用としてあくまでも賠償していただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◇議案第61号～議案第69号

○議長(山本留義) 次は、日程第12 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第20 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、平成24年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

(阿部 昇代表監査委員登壇)

○代表監査委員(阿部 昇) 平成24年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計及びむつ市魚市場事業特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類及び基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に行われており、財産の管理、基金の運用状況についても適正であると認めました。

平成24年度のむつ市一般会計歳入歳出決算は、実質収支額で4億1,585万4,137円の黒字を生じた決算となっております。当年度は、前年度のような豪雪に見舞われることなく済んだことから、除排雪経費が大幅に減少したことや、内部経費の削減努力などが相まって黒字決算となったものと捉えております。

事業の経過としては、産業の振興及び雇用の確保・創出や災害に強いまちづくり、住みよいまちづくり、さらには市民協働・参画の社会づくりなどへの取り組みが推進され、予算編成の柱に沿っ

て所期の成果を得ているものと評価するところ
あります。

しかしながら、財政課題も少なくないことから、
持続可能な財政運営に一定の道筋が立ったと思わ
れるものの、安定軌道に乗るにはまだ道半ばの感
を抱いております。したがって、今後におい
ても、効率的、効果的な行財政運営に努めるなど、
健全性を堅持しつつ、「希望のまち・むつ市」の
実現に邁進されるよう望むものであります。

特別会計については、6特別会計のうち国民健
康保険特別会計決算において、実質収支額で5億
2,879万9,957円の赤字を生じた深刻な決算となっ
ております。国民健康保険税の収入率は71.7%で、
前年度と比較して1.0ポイント増加したものの、
収入済額は減少となっており、その一方で保険給
付費等が増加するという苦しい状況にあり、高齢
者社会等を背景に今後も厳しい財政状況が危惧さ
れるところであります。

今後において、国民健康保険制度を初めとした
医療保険制度等の抜本的改革によるべきところも
あると捉えてはおりますが、赤字解消に向けたさ
らなる自助努力も望むものであります。

次に、平成24年度むつ市水道事業会計決算につ
いて、審査の結果を報告いたします。今回審査に
付されましたむつ市水道事業会計決算報告書を初
め財務諸表、その他の附属書類は、いずれも関係
する証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は地方公営企業法ほか関係法
令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、
経営成績及び財政状態は適正に表示されているも
のと認めました。

平成24年度のむつ市水道事業会計決算は、収益
的収支について見ると、1億621万8,418円の純利
益を生じた決算となっております。事業の概況と
しては、平成22年度から進められてきました水道
管路管理システム構築事業が当年度で完了したほ

か、老朽化した水道施設の改良のための上水道整
備事業や、西通り地区における簡易水道統合整備
事業を着実に進め、保守管理や安定給水の確保に
努めている。今後においても、むつ市水道ビジョ
ンのもと、公営企業の経営の基本原則である企業
の経済性の発揮と公共の福祉の増進に努められる
よう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配布の平成
24年度むつ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及
び基金運用状況審査意見書、平成24年度むつ市水
道事業会計決算審査意見書のとおりでありますの
で、ご審議の参考にしていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（山本留義） これで監査委員の意見を終わ
ります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題と
いたしました9議案については、それぞれ区分し
て質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第61号 平成24年度むつ市一般会計
歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可し
ます。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第61号 平成24年度むつ
市一般会計歳入歳出決算について、総括質疑をさ
せていただきます。

平成24年度の主要施策の成果と課題について、
まずお聞きいたします。各事業の個別の成果につ
いては、主要施策の実績報告書により議会資料と
して提出されていますので、平成24年度全般にわ
たりどのような感想をお持ちなのかというところ
から始めたいと思います。

市長は、主要施策の柱を、先ほど監査委員もお
っしゃっていましたが、主要な柱を3つに設定し
ていました。まず1つ目の「持続可能な財政運営」
については、提案理由の説明でも一部触れており
ましたが、この財政運営についてどのような所見

をお持ちなのかお知らせ願いたいと思います。

2つ目の「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」については、4点に分けておまして、まずは災害に強いまちづくり、そして産業振興及び雇用の確保と創出、住みよいまちづくりの推進、最後は教育・文化等の振興というふうな4点を掲げていました。個別の費用対効果については、委員会で質疑しますので、平成24年度の提案に対し、総体的にどうだったのか所見をお伺いしたいと思います。

3つ目の柱は、「市民協働・参画の社会づくり」でありました。これは、市長就任2期目の公約でもあり、今後むつ市の行政運営にかかわる重要施策だと市長は話していました。成果と課題についてお知らせ願います。

次は、行政評価の必要性についてであります。行政評価制度については、平成21年度から実施し、平成23年度までの3年間行われてきましたが、昨年、平成24年度は実施されていません。平成24年度以降は制度の実施状況を見ながら随時決定していくとなっていることから、平成24年度に行政評価を実施しなかった理由と必要性についてお考えをお知らせ願います。

最後になりますが、市民の意見などを踏まえた事業による成果や効果についてであります。市長は、市民の皆さんの希望や要望をできるだけ多く聞くため、おでかけ市長室や市長への手紙を実施しています。そして、平成24年度の所信では、「市民の幸福度を高めるための施策を市民とともに練り上げ、実践していくことを行政の基軸と位置づけ、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」と述べていました。前段の「市民協働・参画の社会づくり」と重複するところもあるかもしれませんが、市民の意見を踏まえた事業の成果や効果について、市長のご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総括的なご質疑でございました。ただ、若干数字的には細かくなるところもお許しをいただきたいと、こう思います。

まず、大きく分けて主要施策の状況はどうなっているのか、どうだったのか、つまり平成24年度の施政方針、これを受けて予算が組まれ、そして行政が進んできたわけでございますけれども、この部分において、まず1点目の「持続可能な財政運営」、この部分についてお話をさせていただきたいと思います。

一般会計の決算の推移を見ますと、合併前、非常に黒字決算、赤字決算というふうなことで交互に繰り返し、非常にいわば不安定な財政運営、これを余儀なくされてきたと思います。平成17年の合併直後、この直後では約24億円余の累積赤字を抱えまして、非常に危機的な財政状況というふうなことでございましたけれども、赤字解消計画に基づき着実に赤字額を減らして、また議員各位のご理解とご支援を賜り、平成22年度に1年計画を前倒しで累積赤字を解消して黒字になったというふうなことは既に皆様方ご認識をいただいている大きな成果であると、このように思います。

平成23年度は黒字になって、そして財政調整基金もいささかですけれども、積み上げることができた。その中で未曾有の大豪雪ということで、一旦は赤字に転落するのではないかというふうな非常に危機感を持ちましたけれども、約1億円を超える黒字というふうなことで、そして平成24年度の決算におきましても、単年度で約3億円を超える黒字を確保したということを見ますと、3カ年度連続で黒字を計上できたということは「持続可能な財政運営」の基礎ができつつあるのかなというふうな思いをいたしております。

また、先ほど代表監査委員のお話の中でありますけれども、この財政運営というのはまだまだ私

は道半ばであると、「持続可能な財政運営」については、まだまだ道半ばであると、このように認識をしております。この部分では、やはり自主財源に乏しいこのむつ市でございますので、その財政構造には変わりございません。まして下北医療センター3診療所の不良債務の解消等大きな課題が残っておるわけでございます。そしてまた、将来的には近い将来、地方交付税の算定がえによる減少もこれ予測されておるわけでございます。この部分においては、市長会等を通し、今研究会をつくるとか、協議会をつくるというふうな動きの中で、この部分を、要請活動を激しくしていかなければいけないなという中ではありますけれども、まだまだこの算定がえについては非常に懸念する材料であり、地方交付税が減らされていくというふうな、その大前提のもとで我々は財政運営を考えていかなければいけない、こういうふうな形の中では、非常に厳しい財政運営、まだまだ強いられている状況であると、このように思います。

その中で、やはり選択と集中というふうなことで、既存の事務事業等の整理合理化、これを進めながら財政調整基金の着実な積み立て、これをしていかなければいけないだろうと、こういうふうな認識をいたしております。

本当に財政調整基金、少したまと雪等々で、また空っぽになってくると。災害に対しても強いまちづくり、後ほどお話ししますが、やはりしっかりと自ら蓄えていく体質、これを「持続可能な財政運営」と私うたっておりますので、そういうふうな財政運営をしていく必要があろうと、このように思っております。その意味では、まずまず黒字というふうなことでご評価をいただけるものではないかと。しかしながら、まだまだだというふうに私は感じておるところでございます。

次の大きな2点目の「ネクスト50へのさらなる

基盤づくりと飛躍」というふうなことでお話をさせていただきました。ここは、4点ということで仕分けをさせて、今ご質疑がございましたので、それに沿って回答はさせていただきたいと、こう思います。

災害に強いまちづくり、この部分においては、防災行政用無線、これを整備し、老朽化いたしました大畑庁舎の親局、これを更新し、さらに子局の新設、機器の更新ということで、難聴地域の解消などに相努め、情報伝達の機能を強めるというふうなところを意を用いて取り組んだところであります。

また、これは3.11、そしてまた昨年の2.1の暴風雪、これを我々体験をし、そして多くのことを学ばされ、そして対応していかなければいけないというふうなことで、全ての小・中学校に避難所としての資機材とは別に、災害時において教職員が業務を継続し、児童・生徒の生命の安全を確保できるような非常用発電機とか投光器、これらを配備いたしましたところがございますし、そしてまた自主防災組織、現在はまだ4つの組織でありますけれども、斉藤議員一般質問の中でもご提言ありました防災士というふうなこと、それはさまざまなお考えがあろうかと思っておりますけれども、やはり地域の方々のコミュニティをしっかりと酌み上げて、そしてそこに防災組織をつくっていく自主防災組織、これをこれからも努めていく必要があるし、実績としてはそういうふうな取り組みができたのではないかと。今後出前講座、説明会というふうなことで、積極的に結成促進に向けて支援をしていきたいと、このように考えております。

また、消防団の車両につきましては、平成24年度は2台というふうな更新をいたしました。今後消防力強化というふうなことでは、当然むつ市の負担金というふうな形で大湊消防署の新築というふうなこともありますし、さまざまな消防機器等

の更新、これらについてもしっかり取り組んでいかなければいけないものであると、このように思います。一層防災対策全般の強化と充実を図っていききたいというふうなところでございます。

2点目の産業の振興及び雇用の確保、創出というふうなところでは、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクトというふうなことで、地産地消から地産地消というふうなことに向けての努力を重ねてきたところでございます。特に東京のほうでは亀戸というふうなところの一つのキーワードの中で、積極的にそちらのほうに出向き、むつ下北の物産を大いに広げてきたというふうな、それを契機にして、平成25年度になりますけれども、今年度になりますけれども、間もなく江東区民まつりだとか墨田区との新たなおつき合もできるというふうなことで、着実にこの部分においては効果が出てきているものと、このように思っております。亀戸での売り上げ、さまざまな市内外で開催いたしました、地産地消協力店とともに開催しました来場者数とか売り上げ、これらも平成23年度と比べて1割から2割程度の売り上げアップということにつながっているというところでございます。

また、緊急雇用対策事業、この部分においては、延べ64名の雇用が図られまして、求職者への一助というふうになったものと思っております。この部分は、県の補助事業と市単独事業というふうなことで、合わせて64名の雇用が図られたと。

農林水産基盤整備事業、この部分では足腰の強い農林水産業を展開するために現在水産物の出荷拠点となります漁港を初め農道幹線用水路等の整備に努めているというところでございます。

3点目の住みよいまちづくりの推進ということでは、大湊水源池公園の旧学習センター、これのみどりのさきもり館ということで改修いたしまして、緑を守っていく、将来につなげて、あの水源

池公園の緑豊かな環境を後世に伝えるべく努力をしておるところでありますし、また屋外のトイレ2棟の新築も終え、バリアフリー化などの整備に着手しているところでございます。平成27年度のまず事業完了ということを目指して、さまざまな意見を伺いながら、完成に向けて頑張っていきたいと、こう思います。

中心市街地、この部分においては、田名部まちなか再生協議会、これを設置いたしまして、さまざまな活動計画案をつくっていただき、これを具現化するために官民連携による対象地区のまちづくり計画の現在策定を進めて取り組んでおるところでございます。

雪対策ということでは、大湊地区の桜木町になりますけれども、雪の堆積場、これを確保いたしました。周辺その雪の堆積場、またこれまで限られた場所での堆積場であったものを面として少し広げていって、スピーディーな排雪等ができるような体制をつくり、大湊地区の坂道ロードヒーティング化ということ、そしてまた脇野沢地区での融雪溝ということで整備をいたしましたところでもありますし、障害者、高齢者対策、これにつきましては、地域密着型介護老人福祉施設38床の新增設と老人短期入所施設16床というふうなことで整備も完了し、障害者等の抱える課題や適切なサービスに向けて計画、相談、支援を開始して、合計128名のサービス計画を立てたというところでございます。

大きな4つ目の教育文化、この振興につきましては、第三田名部小学校と川内小学校の屋内運動場、これが完成いたしました。議員各位のご協力に心から感謝申し上げますとともに、川内小学校に併設の西通学校給食センター、これも完成いたしまして、脇野沢、川内の両校の給食の体制が全体計画として完了いたしましたところでもあります。

小中一貫教育では、きめ細かな学習指導の充実

ということで、まだまだとはいいますがものの、非常に成績がアップしてきているというふうな報告を受け、胸をなでおろしているわけですが、積極的に中1ギャップですか、この部分の解消のために市長部局としてもさまざまな形で支援をさせていただいたというところでございます。

また、文化のほうでは、旧大湊水源地水道施設、これは重要文化財に指定されたわけでございますので、保存活用に向けて現在進んでいるということでございます。

また、文化財収蔵庫、この部分を、これはファシリティマネジメントの一環として捉えていただければと思いますけれども、旧北庁舎、これを改修いたしまして、文化財収蔵庫として貴重な文化財等を収集し、そこに保管をし、将来にこの部分をしっかりとつないでいかなければいけないという認識を新たにしておるところでございます。

スポーツ分野では、むつ運動公園のテニスコート、これの整備が完了し、陸上競技場のスタンド、そしてまた写真判定機、これらも入れまして、来年の県民体育大会に向けての準備を着々と進めておりますし、また子供たちのスポーツ力アップ、これにも相努めてきたというふうな思いでございます。

(「簡潔に」の声あり)

○市長(宮下順一郎) 長いでしょうか。長いですか。では、かいつまんでお話をさせていただきます。

大きな3点目でございます。「市民協働・参画の社会づくり」というふうなことでは、まずむつ市希望のまちづくり補助金事業というふうなことで、さまざまな形でご提言を受け、審査を受けて、これまでなかなか目の届かなかったところ、そういうふうな活動をしている方々に対しての補助制度ができ、実現されてきたというふうに評価をさせていただきたいと。評価は私がするものではご

ざいませんけれども、皆さんからの評価になるわけでございますけれども、そういうふうに思います。

市民の意見などを踏まえた成果、効果があったのかということでもありますけれども、おでかけ市長室、市長への手紙、こういうふうなもので電子メールということで、これもまた積極的に努め、市民の皆さん方のご意見を伺いながら、それを市政に反映するべく努力をいたしたところであります。

そういうふうなことで、平成24年度、これを全般を振り返りますと、ステップ・バイ・ステップで着実に歩みを進めることができたのではないかと。これは、ひとえに議会のご理解とご協力のたまものであるということを重ねて御礼を申し上げまして、長々となりましたけれども、答弁とさせていただきます。

先ほどちょっと力み過ぎまして、教育文化の振興の中で、脇野沢、川内の両校の全体計画が終了と申し上げましたが、第三田名部小学校、川内小学校の両校のということで全体計画が終了ということでの訂正をさせていただきます。長過ぎました。失礼しました。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お尋ねの2点目、行政評価についてお答えいたします。

これまでの行政評価、いわゆる事務事業評価につきましては、平成20年度に試行を行いまして、平成21年度から平成23年度までの3年間評価を実施したところでございます。これは、市民ニーズを的確に捉え、必要により事業の見直しを迅速に行うという意識を職員に浸透させ、市民の視点に立った行政サービスを提供していくために実施したものでございまして、担当課によるグループディスカッション、部長による1次評価、内部委員での2次評価、市民委員によります3次評価を行

ってまいりました。3年間の事務事業評価によりまして、市民目線に立った行政サービスの提供ということにつきましては、職員にある程度浸透してきたものと考えており、事務事業をどのように見直していくかという点については、一定の効果があつたものと認識しております。

平成24年度においては、行政評価は行っておりませんが、これは事務事業評価を拡充させ、施策評価まで進めるために時間を要したもので、予算編成の指針となります長期総合計画実施計画へ施策評価の結果を反映させていくというスキームを構築して今に至っております。

今年度から行っております施策評価につきましては、長期総合計画にある施策項目の主な事業につきまして、優先度等も勘案しながら、事業拡大、事業縮小、改善などの評価を行いまして、その結果を長期総合計画実施計画や予算編成に取り組みまして、市として一体的に長期総合計画の実現に向けて取り組むものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

斉藤議員とかぶるところもありますので、その分につきましては、簡潔にお答え願えればなというふうに思います。

まず、先ほど来の市長の答弁で理解はしているのですが、実質収支、単年度収支の黒字、あと財政調整基金を積み増してきたことを踏まえまして、平成24年度決算について率直にどのような感想を持っておられるかお聞きしたいと思えます。

次に、監査委員の意見として歳入確保を初めフ

ァシリティマネジメントの理念を視野に入れたさらなる経費削減や効率的、効果的な行政運営等々というふうな意見がありましたが、ここでむつ市議会というか、むつ市で初めてファシリティマネジメントという言葉が使われております。このファシリティマネジメントということに対して、むつ市としてはどのように捉えているのか、またどのように取り組んでおられるのかお聞きしたいと思えます。

平成24年度決算におきまして、むつ市周辺自治体の原子力関連施設の運転休止や建設工事の中断、完成時期のおくれというのがありますが、これらは財政運営に影響を与えていたのでしょうか。また、中間貯蔵施設の操業開始や東通原子力発電所の運転再開のめどが立たないことは、今後の財政運営にどのような影響があると捉えているかお答え願いたいと思えます。

次に、財政分析指標について何点かお聞きしたいと思うのでありますが、公債費比率、公債費負担比率、実質公債費比率については、これらの数字は減税補填債及び臨時財政対策債を含んだ数字なのかどうか。あと実質公債費比率について、その支障につきましては年々改善してきております。現在は、むつ市は18%以上ということで一般的許可団体になっておりますが、その許可団体が外れる18%未満になるには、あとどれくらいかかるでしょうか。また、その計画というのはございますでしょうか。

あと、経常収支比率については97.2%ということで、これも改善傾向にございます。この数字からいきますと、平成24年度において、むつ市として自由に使うことができた一般財源というのはどれくらいなのでしょう。標準財政規模の2.8%、5億円と考えてもいいのかどうかお聞きしたいと思えます。

次に、市債につきまして、臨時財政対策債の残

高額が年々増加しておりますが、現在の国の財政状況を勘案したとき、これからもふえ続けていくことに対して、市長、どうでしょう、不安はありませんでしょうか。

次に、市民提案型補助制度についてであります。「市民協働・参画の社会づくり」に向けました平成24年度の新規目玉事業であったのでありますが、その事業効果についてはどのように評価をされておりますでしょうか。

以上、お聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、平成24年度の決算、率直にどんな感想を持っているのかということ、先ほど斉藤議員にお答えしたとおりでございますけれども、単年度で約3億円の黒字を確保したということで、3カ年度黒字計上というふうなことで、「持続可能な財政運営」にはまだまだ道半ばというふうなことでございますけれども、少しずつ黒字基調になってきたというふうな認識は持っているというふうな自らの思いをしております。その中で財政調整基金とか、そしてまた将来の負担となります部分を補うための減債基金に積み増してきたというふうなところは、私なりによかったなと、こんな思いをいたしているところでございます。

2点目のファシリティマネジメントの考え方なのですけれども、この部分において、まずこのファシリティマネジメントの定義というふうなことは、中村議員も既にご承知だと思いますので、この部分はあえてお話をいたしませんけれども、今後むつ市としても、この部分ではさらに取り組む必要があると、こういうふうに思います。

これまでこのファシリティマネジメントの対応をしていなかったのかということ、決してそうではないと、私はそういうふうに認識をしております。公の施設の運営に民間のノウハウを活用すべく導

入されました指定管理者制度、この導入とか、そしてまた改修工事を終えて、先ほどお話をしました文化財収蔵庫だとか、そして水源池公園にあります学習センターをみどりのさきもり館というふうな形、こういうふうな形に整えるというふうなことも、施設の有効活用というふうなことでは、この施策の一つであると、こういうふうに私は認識をしてもいいのではないかと思います。

さらに、今後市営住宅の分野、この部分においては、老朽化した公営住宅の計画的な更新を進めるというふうなこと、そしてまた予防、保全的な維持管理に取り組むべく策定したむつ市公営住宅等長寿命化計画というふうなところにも、その理念は生かされているものと、このように考えております。

今後特定の分野だけでなく、全庁的な視点でこのファシリティマネジメント、これを導入すべく政策調整会議等々で検討を進めており、各種施設のまず情報収集、そして現況把握というふうなことに努めていきたいと、このように思います。

ご質問の3点目の原子力関連の休止、中断、おくれというふうなことにつきまして、そしてまた財政分析指標、これにつきましては担当からお答えいたします。

次に、ご質問の臨時財政対策債の残高が年々増加しているということ、この部分で国の財政状況、これもこれからふえ続けていこうというふうなご懸念、この不安、この部分については私も同感でございます。よって、市長会等を通じまして、地方交付税については地方固有の財源であることからしても、法の趣旨に基づき、臨時財政対策債という形ではなくて純粋な形での地方交付税として交付を願うと、切望するというふうな要望書を提出させていただき、今後これらのまた要望活動も展開をしていきたいと、このように思うところでございます。

市民提案型補助制度ということでございますが、これは平成24年度に新たに取り組みましたものでありまして、この制度は、よりよいまちづくりのため自ら活動したいという市民の皆さんの思いを受けとめて、その活動への補助の決定に当たっても、これは市の中で決定するのではなくて、市民の方々の審査を取り入れて判断をするという新しい仕組みづくりを試みたというところでございます。昨年度は、平成24年度は、むつ市希望のまちづくり補助金ということで名づけて広く募集いたしまして、10件の事業の採択ということでありましたが、これはやはり市民目線の中でしかできないような形の取り組みもあり、その事業もございました。市民パワーが大いに発揮されて、さまざまな分野でまちづくりの一翼を担っていただいたものと、このように感じておるところでございます。特にある地区で、温泉の地域で作りましたカフェとか、そしてまた歴史と神話について、これまでの江戸時代の書物を写真製版して印刷するとか、そしてまた冬場、料飲店の方々、お客さんが来ないから、何か仕掛けてみようというふうな、そういうふうな取り組みだとか、非常にさまざまな形の中で市民パワーが発揮された事業が展開されたものと、このように認識をいたしております。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お尋ねの3点目、平成24年度決算において、むつ市周辺自治体の原子力関連施設の運転休止や建設工事の中断、完成時期のおくれによる財政運営への影響についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、原子力関連施設の運転休止や建設工事の中断、完成時期のおくれは確かにありますものの、現行の電源立地地域対策交付金

の制度上、対象施設が廃止にならない限り交付金は予定どおり交付されますことから、平成24年度決算への影響はございません。また、今後につきましても、現行制度が維持されるのであれば、同様の理由により財政運営への大きな影響はないものと認識しております。

次に、ご質問の4点目、財政分析指標についてお答えいたします。まず、公債費比率、公債費負担比率、実質公債費比率に減税補填債及び臨時財政対策債が含まれているかとお尋ねでございますが、議員ご承知のとおり、これらの指標を算出するには一定の計算式が示されておりますことから、それによりますと、公債費負担比率には含まれておりませんが、公債費比率及び実質公債費比率には含まれないこととなっております。

次に、実質公債費比率が18%未満になるのはいつかとお尋ねでございますが、現在この比率が18%を超えておりますことから、公債費負担適正化計画の策定を義務づけられており、この計画では平成26年度には18%未満になるものと試算しております。

次に、経常収支比率が97.2%であることから、平成24年度において自由に使うことができた一般財源は約5億円とみなしてよいかとお尋ねでございますが、経常一般財源総額180億2,392万9,000円に対しまして、経常経費充当一般財源は175億1,922万6,000円となり、議員お見込みのとおり、自由に使うことができた一般財源は5億470万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 2回目の質疑につきましては、関連しますので、まとめた形で聞くところもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、ファシリティマネジメントについては、市長がお話ししたとおり、それに近いことは今ま

でもずっとやってきたということであります。私が昨年的一般質問では、公共施設白書みたいな形でお聞きをしましたけれども、この言葉が出てきました。このファシリティマネジメントにつきましては、青森県というのは結構先進的に取り組んでおる県でございまして、平成20年度には日本ファシリティマネジメント大賞というのも受賞しております。そういう意味においても、間近に見本となるところがありますので、今後この理念を取り入れていくに当たっては、そういうふうなものもぜひとも参考にしていただきたいというふうに思いますし、どうなのでしょう、これきちんとした形で計画といいますか、それなりの冊子といいますか、そこまでやるような考えはないのでしょうか。

次に、財政のほうなのでありますが、先ほどもお話ししておりましたが、間もなく算定がえも始まってきます。提案理由の中では、「持続可能な財政運営」を第一義としつつ、「選択と集中」というふうな言葉、これ「選択と集中」、結構使っておられます。ただ、このような財政状況で推移していくと、どうなのでしょう、選択と集中も何をやめなくてはいけないのかというふうな後ろ向きな選択と集中になりやしないかというふうな、ちょっとやはり不安があります。そういう意味で、財政運営に今後頑張っていくということなのでありましょうが、ちょっとその辺について、もう一言だけお話をさせていただきたいというふうに思います。

あと、臨時財政対策債の残高につきましては、市長会のほうでも要望をきちんと上げていくということでございました。議会といたしましても、本定例会の最終日に同じような意見書を上げる予定でありますので、このことについてはやはり行政と議会ときちんと一緒になって要望活動をしていければなというふうに思います。

市民提案型の補助制度についてであります、いろいろな事業に使われたということでございます。これは、始まる前に懸念していたことが、これまであった補助制度がただ横にシフトしてしまうような、そんな補助制度でなければいいなというふうな懸念を持っていたのでありますが、平成24年度で行われた事業というのは、新規のほうが多かったのでしょうか、それとも前にもあったけれども、今回これ使ったというような事業だったのでしょうか。そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ファシリティマネジメントの考え方は、先ほどお話をいたしましたけれども、今後は特定の分野だけではなくて、先ほどお話をしましたように、政策調整会議等々で、これは全庁的な視点ということでこのファシリティマネジメントの理念を導入すべく検討を深めていきたい。現在は、その基礎的な部分をつくるために各施設の情報収集、そしてまた現況把握というところであります。

また、今個々に冊子をつくるのかというふうなことでございましたけれども、個々に例えばむつ市公営住宅等長寿命化計画と、そういうふうなものについては、個々の部分ではでき上がってくると、こういうふうになりますけれども、それをトータルとして集約をするというふうなことも、これ政策調整会議の中で検討を深めていきたいと、こういうふうに思います。これは、当然市民の皆様方に公開すべきものになってくる、公開したほうが私はいいと思いますので、この部分は冊子等々のこともあわせて検討させていただきたいと、こういうふうに思います。

こういうふうな財政状況で後ろ向きな選択と集中になりやしないかというふうなことでございませぬけれども、なるべくそうならないように、日々

の財政運営、月々の財政運営、半期ごとの財政運営、こういうふうなところに十分注意をして運営をして、これまで政策的なことも発表させていただいたこともしっかりと、着実にこの部分においては市民の皆様方のご要望にも、これは応えていかなければいけませんし、そういうふうなところは十分考えて財政運営をしていきたいと、こういうふうに思います。

臨時財政対策債につきましての議会での意見書、心強く思いますので、議会ともども我々市長会とも連携をとりながら、国に対してこの算定がえについて、そしてまた臨時財政対策債のあり方、本来のあり方はやはり違うと思います。その部分でのことは力を合わせてご協力をいただきながら要望活動を強めていきたいと、こういうふうに思います。

市民提案型補助制度について、新たなことはあったのかというふうなことでございますけれども、新たなことはあります。全くこれまで私どもが気がつかなかったそういうふうな部分、若干紹介をさせていただきますと、例えば大正元年に大湊海軍スキーが導入されてちょうど100年を迎えたというふうなことでの記念誌、これもなかなか行政としても目が届かなかった部分だと思います。それから、下北の文化を映像で保存したDVDを制作する。そしてまた、これまで個人でやっていたいておりました恐山街道の丁塚周辺にアジサイのこの部分での参道の美化をすとか、そしてまた薬研温泉を拠点として陶器イベントを開催するためのカフェをつくって現在も頑張っていると。若い人たちがあそこの場所に行って非常に頑張っている様子。そしてまた、乗馬スポーツ少年団、それから大湊地区の飲食店組合の冬場のイベントとか、これまでなかなかぱっとできなかったところの後押しできた部分、新たな着眼点の中での事業というふうなことに向けることができた

というふうなことは評価をいただけるものと、このように思います。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

次は、議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第62号につきまして、質疑をさせていただきます。

むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。平成24年度は残念ながら単年度収支においても約4,100万円の赤字となってしまいました。国保財政の健全化、国保の維持のためにこれまで国保税の増額改定を行ってきたのですが、限界に近づいてきているのではないかなというふうに感じております。やっぱりどう頑張ってもこの国保のほう、制度上ちょっと無理があるのではないかなというふうにも感じております。このような中で、一自治体として、どうなのでしょう、これまで以上に取り組めることというのでしょうか、こういうふうなことがあるのでしょうか。お考えはありますでしょうか。さきの一般質問でも同様なお答えがありました。再度お聞きしたいなというふうに思います。

私自身は、やはり抜本的な制度改革しかないのだろうなというふうに考えるのでありますが、そういう中で広域での運営か、あるいは公的資金の大幅な投入しかないのかなというふうに考えておりました。これにつきましても、一般質問の中で、

平成29年度に広域的運営として県のほうに移管されるみたいなお答えがありました。そのことにつきまして、その方向性というのは間違いはないのかどうか、あるいは現在そこに向けた準備といたしますか、段階としてはどういうふうに進められているのか、現在でお話しできることがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、単年度収支でも赤字となっている国保財政の健全化への取り組みについてであります。当市の国保は、景気低迷による被保険者の所得が伸び悩み、国保税が減少している一方で、医療費あるいは後期高齢者医療制度及び介護保険制度への拠出金が増加し、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にあります。したがって、市ではこうした状況を踏まえ、国保財政の健全化に向け、本市の現状と課題、具体的な取り組み、さらには国保財政の見直しなどを盛り込んだむつ市国民健康保険財政健全化指針を策定し、市民へ公表する予定としております。

また、抜本的な制度改革についてどのような情報を得ているかにつきましては、去る8月6日に社会保障制度改革国民会議が安倍総理大臣に国保制度改革を含めた社会保障制度改革に関する報告を行い、同21日に改革の工程表と位置づけるプログラム法案が閣議決定されたところであります。

国保制度に関する主な内容といたしましては、平成29年度までに国保運営の責任主体を都道府県に移すことや国保財政の基盤強化策など国保制度を持続可能なものにするための抜本的な改革となっております。いずれにいたしましても、今後の国保制度の動向を注意深く見守りながら策定いたします指針に基づき当市の国保財政の健全化を図り、市民が健康で安心して暮らすことができるよ

う努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今のお話しですと、平成29年には県での運営ということになるのだろうかというふうに思いますけれども、どうなのでしょう、これむつ市にとっても国保の加入者にとっても手放しで喜べるような状況といたしましょうか、国保会計がよくなるというふうに考えてもよろしいものなのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 今回の都道府県の移管に関しましては、根本的には国がどれだけの制度的な、あるいは財源的な担保を付与できるのか、はたまたこれによって国保の構造的な問題、ひいては市町村の負担がどれだけ解消されるのか、これは大いに疑問の余地があると思います。また、プログラムの骨子によりますと、責任主体は都道府県になるものの、保険料の徴収だとか、あるいは健康推進事業の推進につきましては市町村にというふうな骨子もございますので、その部分につきましては、今後の推移を見守っていきたいというふうなことでございますので、市町村にとってメリットがあるのかどうかという部分につきましては、現段階では明確な答えはできませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

次は、議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

次は、議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

次は、議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

次は、議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

次は、議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

次は、議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

次は、議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

これで平成24年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第69号までの平成24年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第69号までの平成24年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査する

ことに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれましては決算審査特別委員会において、委員長に東健而議員、副委員長に濱田栄子議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第20号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 報告第20号平成24年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 本報告には、釜臥山恐山線道路復旧事業3,664万円が支出されたということで精算報告書ということで掲載されておりますが、この釜臥山恐山線の道路は、開通してから今までどのくらいの道路改修費がかかったのか。3,664万円もかなりの金額だなということを感じましたものですから、お聞きしたいと思います。

それで、この改修費に見合うだけの観光収入があったのか、また昔は自衛隊が使用している道路から釜臥山に上ることができたのですが、昔のようにその道路を観光道路として使用することができないものかどうかというのもあわせてちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下順一郎) 三千数百万円の、改修費がちょっと今あれでしたけれども、改修費用がかかってきたと、それに見合う観光収入が観光道路を通すことによってあったのかというふうなご趣旨のご質疑でございましたけれども、としますと、この観光道路を通っていく場合には通行料を、これは徴収しなければいけないのではないかと、こういうふうな推察をせざるを得ないわけでございます。こういうふうな状況、先ほどもちょっと北の防人事業の観光交流センターの中でも前の質疑の中でございましたけれども、果たしてそういうふうなことが可能なかどうかと。やはりこれは観光客が安全に、そしてすばらしい環境、これを見てもらうために、これは公共サービスの一つでありますので、これに対して改修費が幾らかかるから収入と見合うのかというふうなご質疑のその趣旨は、なかなか私には理解できないところでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 横垣議員の釜臥山恐山線にかかった道路改修費についてお答えいたします。

平成10年度に道路災害復旧費として2,026万5,000円を支出しており、それ以降では今回実施いたしました3,623万5,000円と合わせて5,650万円の支出となっております。なお、この道路につ

きましては、通常の市道として管理しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 次の改修費に見合うだけの観光収入はあったのかというふうなことについてお答え申し上げます。

釜臥山恐山線道路、通称かまふせパノラマライン及び釜臥山展望台については、通行料等は徴収しておりませんことから、収入はありませんが、当該道路が開通する以前に比べ、釜臥山展望台の利用者などが倍増していることなどから、それ相応の効果があったものと考えております。

次に、第42警戒群の自衛隊道路を使用できないかというふうなお尋ねでございましたけれども、平成4年度に釜臥山展望台がオープンしてから釜臥山恐山道路、通称かまふせパノラマラインが供用開始するまでの6年間は、第42警戒群側の自衛隊道路、大湊サイト専用道路、大湊分屯基地司令から許可を得て利用させていただいておりました。しかし、第42警戒群の大湊サイト専用道路は、ご承知のとおり急勾配、急カーブ、未舗装の部分もあることなどから、自動車等の通行に不安があること及び自衛隊本来の業務の妨げになるおそれがあることなどから、平成10年5月に釜臥山恐山道路が開通してからは一般車両等の乗り入れができないこととなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 後段のほうの答弁にありましたが、自衛隊のほうで使っている道路、冬なんか除雪して、もう通常どおり車が通れるくらいきれいに除雪しているのを私見させてもらったことがあるのですが、そういう意味では向こうのほうに頼んで、利用がもしできるのであれば、それこそ冬なんかでも通れるという形になっておりますので、そこら辺、交渉次第ではそういうのも可能

なのではないかなというふうにも思ったものですから、ちょっと今回お尋ねさせていただいたのですが、そういう意味ではそこら辺の検討ができないものか。そちらが、確かに急勾配で大変だということももしあるのであれば、そこら辺改修して、それこそ一つの場所に行くのに道路をわざわざ2つつくっているというのは、これは私ちょっと無駄なのではないかなと思ったりもしたものですから、せっかく向こうのほう、きちんと自衛隊のほうで管理しているし、そこをむつ市と共同で管理してやれば、さらに維持管理費も2分の1で済むということですから、そういうことも検討すれば、本当に行政の効率化という意味ではすごくいいことかなというふうに思ったものですから、そこら辺ぜひ検討してもらえればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、この道路そのものは自衛隊が管理している道路というふうなことでございまして、うちのほうで工事するとかというふうなことはできるものでございませぬので、あくまでも防衛用の専用道路という趣旨、目的があることから使われることが筋になるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第22 報告第21号 平成24年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第24号

○議長（山本留義） 次は、日程第23 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回の継続費ということで、この中身を見ますと、観光交流センター建設事業が平成25年、平成26年度、合わせて3億4,705万7,000円ということになっております。ですので、今まで議論した議案第53号の議案では、この3億4,700万円という総額に対して、こっちは2億ちょっとということで建築工事が進められるということですから、3億円には達していないので、この残りの部分、どういう形の工事になるのか、事業になるのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの継続費、観光交流センター事業の概要を議案第53号の部分を除いた部分についてご説明を申し上げます。

観光交流センター建設事業は、議案第53号であ

ります建築工事のほかに電気設備工事、給配水衛生設備工事、空気調和設備工事の各工事費と工事管理業務の委託料を継続費として定めたものであります。なお、建築工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上となりましたことから、本議会に議案第53号として提出させていただいたもので、これが建設事業費の全体像となっております。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第24号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 報告第24号、平成25年度むつ市一般会計補正予算に反対をいたします。

本案は、北の防人事業の一環である観光交流センター建設事業の継続費補正であります。財政が大変とって、高い国保税の是正や市民負担を解消するということはほとんどありません。その一方、不要不急の無駄な公共事業と言ってもいい観光交流センター事業に3億4,705万7,000円というお金を投入するという報告であります。維持管理費を聞いても公表できないということですが、し

かしながら幾らのお金、どんな少ないお金であったとしても、今後ずっと市民が負担しなければならぬものとなります。

本案に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

報告第24号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本報告は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、報告第24号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月13日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月17日及び18日は決算審査特別委員会のため、9月19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月13日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月17日及び18日は決算審査特別委員会のため、9月19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月14日から16日までは休日のため休会とし、9月20日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明、審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時28分 散会